

[商法]

1 設問 1

2 1. 株式の譲渡は原則として自由である（会社法（以下略）127条）が、甲社
3 株式は譲渡の際に取締役会の承認を要する（139条1項本文）旨の定めがあ
4 る譲渡制限株式であるから、甲社が本件名義書換請求に応じる義務が発生す
5 るためには、EF間の本件株式の譲渡が有効である必要がある。

6 2. そして、EF間の譲渡が有効であるためには、原則として定款通り譲渡承認
7 請求（136条以下）をしたうえで取締役会の承認を受けることが必要である。

8 「株主」（136条）Eは、Fへの譲渡前に甲社に対して本件株式をFに譲渡す
9 ることと承認または買取りや買受人指定を求める記載をした書面を送付して
10 いる（138条1号）ため、Eによる譲渡承認請求は適法なものである。

11 しかし、甲社は書面受領後、承認するか否かの決定（139条1項）をしな
12 いまま放置しており、承認がないことには変わりはないから、EF間の譲渡は無
13 効なものであるようにも思える。

14 3. ここで、甲社はみなし承認（145条）により承認を擬制されないか。

15 （1）みなし承認制度の趣旨は、会社の利益保護にある。そこで、みなし承認
16 の要件を満たしても会社の利益を優先すべき特別の事情がある場合には、
17 みなし承認は成立しない。

18 （2）「株式会社」甲社はEによる「第百三十六条…の規定による請求」として
19 の書面を受領したが、1箇月放置しているから、少なくとも「請求の日か
20 ら二週間…以内に…通知」をしてない。また、その理由は甲社や関係者に
21 本件株式を買い取る資金の余裕がないという身勝手なものであるため、甲
22 社の利益を優先すべき特別の事情はないから、原則通りみなし承認が成立
23 する。

24 4. みなし承認の成立により、EF間の本件株式の譲渡は有効なものとなるか
25 ら、EとFがそれを「株式会社その他の第三者に対抗」（130条）するために
26 「共同して」した本件名義書換請求（133条）に対して、甲社は応じなけれ
27 ばならない。

28 また、本件株式は「譲渡制限株式」（134条）であるが、「株式取得者」Fの
29 本件株式取得についてはみなし承認が成立しているから、「第百三十六条の
30 承認を受けている」（同1号）から、甲社の義務は変わらず成立する。

1 設問 2

2 1. 本件選任決議及び本件剰余金配当は、その前提となる本件株主総会決議の
3 「方法が法令…に違反」しているとして「株主」Fによる株主総会決議取消
4 しの訴え(831条1項1号)によって取り消されることで、無効とならない
5 か。

6 2. 株主総会決議(295条1項)をするためには、その「二週間…前までに、
7 株主に対して」招集「通知を發」する必要がある(299条1項)。

8 確かに、甲社はA、B及びEに対しては法定事項を記載した適法な招集通
9 知を發している。しかし、EF間の本件株式譲渡は有効であるから、本件株主
10 総会における「株主」はA、B及びFである。にもかかわらず、Fには招集
11 通知が發せられていない。

12 そうすると、本件株主総会には、Fに対する招集通知漏れがあるから、299
13 条1項という「法令」違反の瑕疵がある。

14 したがって、「株主」Fは「決議の日から三箇月以内に」(831条1項柱書
15 前段)、「株式会社」甲社を被告として(834条17号)上記瑕疵を主張するこ
16 とにより、本件株主総会決議の効力を取り消すことができる。

17 3. よって、本件株主総会が無効であるから、適法な株主総会決議を前提とす
18 る本件選任決議及び本件剰余金配当も無効となる。

19 以上(約1300字)